

医療法人設立認可申請に当たって

1 医療法人制度について

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の安定的普及を図るものです。

また、医療法人は、社団又は財団のどちらでも設立できます。ただし、社団法人の場合には、平成19年4月から医療法の改正により、持分の定めのないものに限られています。

2. 設立認可基準

(1) 資産要件

- ① 開設する診療所（病院・介護老人保健施設・介護医療院）に必要な施設、設備又は資金（設立初年度の医業費用の2か月分以上が目安）を有することが必要です。（設立直後は財務体質が不安定になるため、極端な過小資本の場合、債務超過に陥るおそれがあります。一定程度の資本（純資産）を確保してください。）
- ② 施設又は設備は法人が所有することが望ましいですが、賃貸借契約による場合でも、当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合は差し支えありません。（賃貸借契約書や覚書の提出が必要です。）
- ③ 医業未収金（社保、国保等未振込分）及び医療機器等については、医業の継続性の観点からなるべく拋出してください。

(2) 社員

人の集合体である社団としての医療法人を設立する場合、その社団法人の社員は3名以上としてください。

(3) 役員

- ① 役員として、理事3名以上、監事1名以上を置くことが必要です。
- ② 理事のうち1名は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出してください。
- ③ 理事のうち1名以上は、理事長と親族関係にない第三者理事を選出してください。

（参考 民法第725条 次に掲げる者は、親族とする。

一 六親等内の血族 二 配偶者 三 三親等内の姻族）

(4) 役員の下格事項

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員になれません。

また、監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

- ① 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 役員及び社員として適当ではない者

次のいずれかに該当する者は、役員・社員として適当ではありません。

- ① 設立しようとしている法人と取引関係にある営利法人の役職員（関連会社・MS法人の役職員、顧問税理士等）
- ② 監事については、
 - ア. 法人化しようとする診療所等の会計処理に携わる者
 - イ. 理事と親族関係にある者
 - ウ. 抛出している社員
- ③ その他、役員及び社員としての職務遂行上支障があると思われる者

3 基金制度（抛出）について

社団の医療法人の設立に当たって、当該医療法人の設立後の安定的な運営を確保するものとして、基金制度が設けられました。

「基金」とは、社団医療法人に抛出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が抛出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、抛出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものです。この「基金制度」は、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図る制度として、平成19年4月の医療法改正により設けられました。

4 債務の引継ぎについて

現物抛出（寄附）財産を取得した時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができます。ただし、運転資金に係る金銭抛出（寄附）に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができません。

なお、負債を法人に引き継ぐ場合は、債権者の承認及び根拠資料が必要です。

※ 事前審査の結果により、適当でないと判断される場合には、負債の引継ぎが認められないことや、当初予定していた引継額から減額となることがあります。

5 医療法人の名称について

- ・ **医療法人社団** ○○会 《一般的な形式 「社団」「財団」の区別を表示》
名称については、県内における類似名称の使用を避けるため、事前に使用の

可否の確認を行っています。また、診療科名を単独で名称に用いたり、誇大な名称等は使用できません。

名称候補が決定次第、**事前審査前に**千葉県医療整備課又は千葉市医療政策課まで**メールで照会**してください。(漢字誤り等の防止のため、メールでの照会をお願いしています。)

なお、照会に当たっては、対象の診療所名を御記入いただくとともに、法人名称については、読み仮名を()書きで付けてください。また、特異な名称については、由来についても併せて御記入ください。

名称の問合せ先

(千葉市以外に主たる事務所を置く場合) 千葉県医療整備課 法人設立担当

メールアドレス iryuu-h@mz.pref.chiba.lg.jp

(千葉市内に主たる事務所を置く場合) 千葉市医療政策課 医療法人担当

メールアドレス seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

6 医療法人設立の手続

医療法人設立に当たっての基本的な手続は次のとおりです。

- (1) 医療法人設立説明会 (※今回は資料配布にて代替)
- (2) 準備作業
 - ① 定款案の作成
 - ② 社員の選定
 - ③ 役員候補者の選定 (理事長と親族関係にない第三者理事を選出)
 - ④ 診療所に係る土地及び建物、医療機器、備品並びに医薬品等の所有関係及び価額等を確認
 - ⑤ 基金募集事項の決定及び募集 (基金制度採用の場合)
 - ⑥ 自己所有の土地、建物を法人と賃貸借する場合は、適正と認められる賃貸料の範囲内で賃貸借契約書 (案) を作成 (契約期間は、おおむね10年以上必要)
 - ⑦ 医療法、医師法その他関係法令等に違反する点はないか確認
 - ⑧ 法人の設立後2年間 (最初の会計年度が6か月以下のときは3年間) の事業計画書、予算書を作成
- (3) 設立総会の開催 (議事録作成)
- (4) 設立認可申請書の作成
- (5) 事前審査 (千葉県医療整備課 (千葉市以外) 又は千葉市医療政策課)

※ 事前審査期間中に書類を郵送し審査を受けること。(締切直前には審査の御依頼が集中することが予想されます。また、不備補正に時間を要した場合、本申請の期間内に申請が行えず、設立できないといった事態に陥ることが想定されます。余裕をもった事前審査の御依頼に御協力をお願いいたします。)

- ※ 必要な書類をすべて揃え、押印・袋綴以外の作業を終了しておくこと。(当方からの指摘による不備補正を除き、後日の追加や差し替えは控えてください。)
- ※ 負債残高証明及び債務引継承認願や覚書等は事前に相手方に記載内容等を示し、内諾を得ておくこと。
- ※ 証明書等は写しを郵送すること。
- ※ 「書類が多数不足している」、「書類の記載内容から設立そのものに重大な支障や懸念がある」、「大幅な修正を要する」など、不備が著しいと判断される案件については、受付後であっても一旦書類を返却した上で、次回以降の申請スケジュールでの再提出とする場合があるため、配布資料を熟読するとともに、遺漏なきよう準備を進めること。

(6) 設立認可申請書の提出 (所轄保健所の医療法人担当)

提出部数 3部 (正本1部、副本2部)

- ※ 受付期間が設定されていますので、保健所担当者に事前に連絡をして、期間内に提出してください。

(7) 本審査 (必要により現地調査)

(8) 千葉県医療審議会へ諮問し、審議・答申

(9) 設立認可の決定

(10) 設立認可書の交付 (保健所→申請者) 認可書と申請書の副本を交付。

※以下、設立認可後の手続

(11) 金銭拠出 (寄附) 金の払い込み等

(12) 千葉地方法務局へ医療法人設立登記申請

(設立に必要な手続が終了した日から2週間以内。認可日から2週間以内ではないので留意すること。)

(13) 医療法人設立登記完了 (法人設立)

(14) 医療法人設立登記完了届の提出 (保健所)

(15) 法人定款の提出 (理事長の原本証明を付したものを。千葉県医療整備課又は千葉市医療政策課へ提出。)

(16) 医療法人の診療所等開設許可申請書の提出 (保健所)

(17) 医療法人の診療所等開設許可 (保健所→申請者)

(18) (入院施設あり) 医療法人の診療所病床設置許可申請書の提出 (保健所)

(19) (入院施設あり) 医療法人の診療所病床設置許可 (保健所→申請者)

(20) (入院施設あり) 医療法人の診療所等使用許可申請書の提出 (保健所)

(21) (入院施設あり) 医療法人の診療所使用許可 (保健所→申請者)

(22) 個人の診療所廃止届及び医療法人の診療所開設届 (保健所)

(23) 保険医療機関指定の切り替え手続き

⇒ 関東信越厚生局千葉事務所 電話 043-379-2716

〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目3-8 日進センタービル7階

- ※ 医療法人成立後、1年以内に上記手続を行わない場合は、設立認可を取り消すことがあります。